

令和2年度 智頭町保育所（教育標準時間）徴収金

（保育料）基準額表：1号認定

入所児童が属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む）	0円
第2階層	第1階層を除き、市町村民税が非課税 の世帯 （）はひとり親世帯等	2,600円 （0円）
第3階層	市町村民税 所得割課税 額が次の区 分に該当す る世帯	77,101円未満 （）はひとり親世帯等
第4階層		211,201円未満
第5階層		211,201円以上

《徴収金の軽減》

- ① 2階層～5階層における児童が入所している場合において、次表のとおり第2子以降は徴収しない。

階層	第1子	第2子以降
2階層～5階層	全額	無料

- ② 3人以上同時入所の場合は、第1子に3分の1の軽減の適用を行う。

	第1子	第2子以降
3人同時入所の場合	3分の2の額	無料
4人同時入所の場合		

※ 教育標準時間とは、1日3～4時間の幼児教育の時間をいいます。

※ なお、この保育料には給食費相当額は含まれておりません。